

西部緑地公園再整備に向けた調査業務委託 仕様書

1. 業務名

西部緑地公園再整備に向けた調査業務

2. 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

3. 業務内容

今回の調査は、今後行う本格的な各施設の機能や規模などの検討の準備段階として行うものである。具体的な調査内容は、次に掲げる(1)から(3)とする。

(1) 現状調査及び課題整理

① 立地の特性

周辺の人口・施設・環境、交通アクセスの状況など立地特性

② 敷地の法規制等

建築上の制限、環境規制 など

③ 園内にある各施設(※注1)、道路及び駐車場の利用状況(H30～R2(3年分))

各施設ごとの開催イベントの種類・規模、利用者数・利用時間、繁忙時期、駐車場等の混雑状況など

〔※注1：各施設とは、陸上競技場(補助競技場、投てき場含む)、産業展示館、
県立野球場、テニスコート及び緑地(ソフトボール場含む)を指す。〕

④ 各施設までの動線調査

イベント参加者や施設利用者(荷物搬入・搬出業者等)等の動線 など

⑤ 周辺道路の渋滞状況

⑥ その他、この調査の効果を高める自由提案に基づく分析や調査 **※自由提案項目**

⑦ 上記①から⑥を踏まえた課題の整理

各施設、園内道路、駐車場、周辺道路など要素ごと

(2) 再整備に向けた基本事項の整理

① 各施設の今後の需要調査(※注2)

〔※注2：本県(金沢市)の都市規模など社会的条件を踏まえた潜在的なものも含めた
需要調査であり、現在の施設を前提としなくてもよい。〕

② 需要調査を踏まえたおおよその各施設の規模の算定

③ 国内先進・類似事例の調査(国外事例もあれば)

今回の再整備の参考となる事例の収集

④その他、この調査の効果を高める自由提案に基づく調査 **※自由提案項目**

(3)上記(1)(2)を踏まえた、園内の施設配置イメージの作成、その計画ごとの工事の進め方及びスケジュール概略の提示

①園内の施設配置イメージ(※注3)の作成

〔※注3：配置イメージ作成にあたっての前提条件、作成数、イメージパスについては、別途指示を行う〕

②配置イメージごとに、考え方、幹線道路から園内へのアクセス及び渋滞予測、園内動線を明示

③配置イメージごとに、工事の進め方及びスケジュール概略を提示

4. 業務の進め方

(1)適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打合せを行うこと。

(2)受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

(3)受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けされてはならない。ただし、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。

(4)本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

5. 成果物の納品

以下を納品すること。

(1)成果物

①調査結果報告書(案) 20部

(日本工業規格A4判縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする)

②調査結果報告書(案)のデータを記録した電子データDVD-R 1枚

(2)納品場所

西部緑地公園再整備PT事務局(石川県企画振興部企画課)

(3)納期

令和4年3月31日(木)

6. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

7. 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与するものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

8. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いには十分注意するものとする。

9. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。